



2012年度 1月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

2級 個人
資産相談業務

実施日 2013年1月27日(日)

試験時間 13:30~15:00(90分)

注意

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は拳手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、記述式等5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2012年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- S 試験開始後60分経過した時点で途中退出できます。途中退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- S 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

この試験の模範解答は1月27日(日)午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。
(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。
3月7日(予定)に受検者全員に合否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。また、当会のホームページに合格者の受検番号を掲載します。(<http://www.kinzai.or.jp/gokaku>)
携帯サイトでも、受検番号の入力により合否を確認できます。(<http://m.kinzai.or.jp/>)

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会

----- 解答にあたっての注意 -----

- 1．試験問題については，特に指示のない限り，2012年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。ただし，東日本大震災の被災者等に係る国税・地方税関係の臨時特例等の各種特例および復興特別法人税・復興特別所得税・個人住民税の均等割加算については，特に指示のない限り，考慮しないものとします。
- 2．問題は，【第1問】から【第5問】まであります。
- 3．各問の問題番号は，通し番号になっており，《問1》から《問15》までとなっています。
- 4．解答にあたっては，各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし，それ以外については考慮しないものとします。
- 5．解答は，解答用紙に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて，下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（54歳）は，妻Bさん（52歳）との2人暮らしである。Aさんが勤務している会社（X社）の定年は満60歳であるが，希望すれば60歳以降も継続して勤務することが可能である。Aさんは，自分が何歳からどのくらい公的年金を受け取ることができるのかを把握したうえで，定年退職するか継続勤務するかについて検討したいと考えている。そこで，Aさんはファイナンシャル・プランナーに相談することにした。

Aさんおよび妻Bさんに関する資料は，以下のとおりである。

Aさんおよび妻Bさんに関する資料

(1) Aさん

生年月日：昭和33年10月3日

〔公的年金の加入歴（60歳までX社に勤務した場合の見込みを含む）〕

S53.10	S56.4			H30.10
国民年金 未加入 30月	厚生年金保険 450月			60歳
	264月 平均標準報酬月額 360,000円	186月 平均標準報酬月額 500,000円		
20歳	22歳	平成15年4月		

(2) 妻Bさん（専業主婦）

生年月日：昭和35年5月27日

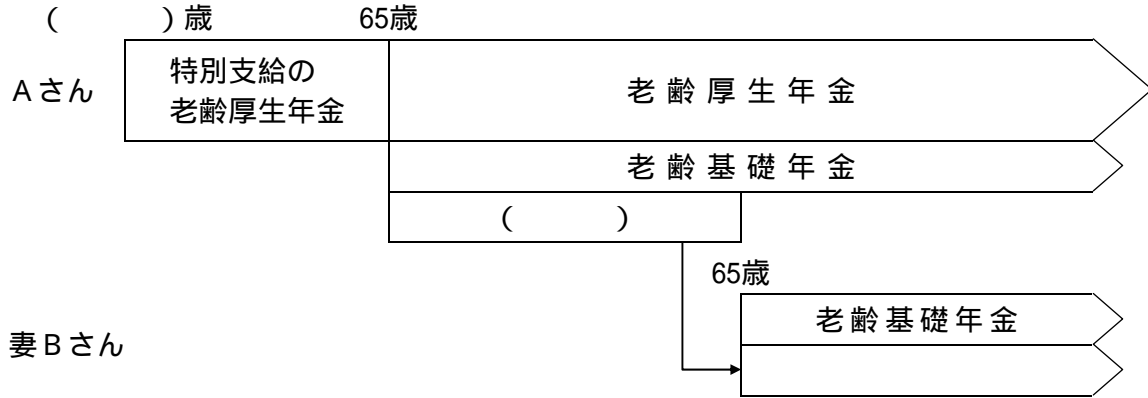
20歳からAさんと結婚をするまでは，国民年金の第1号被保険者として保険料を納付，結婚後は，第3号被保険者として国民年金に加入。

妻Bさんは，現在および将来においてもAさんと同居し，生計維持関係にある。

Aさんおよび妻Bさんは，現在および将来においても公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

上記以外の条件は考慮せず，各問に従うこと。

《問1》 ファイナンシャル・プランナーは、Aさんに係る公的年金制度からの老齢給付の概略を下図により説明した。次の記述の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の語句群 のイ~リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は 〃 で示してある。



Aさんは、原則として、()歳から報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金を受給することができ、65歳から老齢基礎年金および老齢厚生年金を受給することができる。

また、Aさんの厚生年金保険の被保険者期間の月数は()月以上あり、かつ、所定の要件を満たす配偶者(妻Bさん)がいることから、Aさんが65歳から受給することができる老齢厚生年金には、配偶者が65歳に達するまでの間、()が加算される。

- 語句群
- イ . 62 口 . 63 八 . 64 二 . 120 ホ . 180 へ . 240
 ト . 経過的加算額 チ . 加給年金額 リ . 中高齢加算額

《問2》 Aさんが60歳でX社を定年退職し、再就職しない場合に、原則として支給開始年齢から受給することができる特別支給の老齢厚生年金の年金額を、平成24年度価額（物価スライド特例措置による金額）に基づいて求めなさい。計算にあたっては、設例および下記の資料を利用すること。計算過程を示し、答は円単位とすること。なお、物価スライド率については、下記の数値群から適切な数値を選んで計算すること。

また、端数処理については、以下のとおりとすること。

- ・〔計算過程〕においては、円未満を四捨五入
- ・答の年金額においては、50円未満は切捨て、50円以上100円未満は100円に切上げ

資料

特別支給の老齢厚生年金の計算式

報酬比例部分の額 = (+) × 1.031 × 物価スライド率

平成15年3月以前の期間分

平均標準報酬月額 × $\frac{7.5}{1,000}$ × 平成15年3月以前の被保険者期間の月数

平成15年4月以後の期間分

平均標準報酬月額 × $\frac{5.769}{1,000}$ × 平成15年4月以後の被保険者期間の月数

数値群

0.964 0.978 0.985

《問3》 ファイナンシャル・プランナーがAさんに対して行ったアドバイスに関する次の記述～について、適切なものには印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「Aさんが60歳でX社を定年退職する場合、老齢給付の繰上げ支給を請求することが考えられますが、その場合の減額率は、1,000分の7に繰上げ月数を乗じて算出され、その減額率は生涯にわたり変わりません」

「Aさんが、特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢到達以後も厚生年金保険の被保険者としてX社に勤務した場合、特別支給の老齢厚生年金は、在職支給停止の仕組みにより、その一部または全部が支給停止となる場合があります」

「Aさんは、希望すれば平成27年9月30日までの間に、過去の国民年金の未加入期間(30月)に係る保険料を納付することができます」

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設例》

会社員のAさん（45歳）は、これまで順調に貯蓄をし、余裕資金が生まれたため、それを用いて資産運用をしたいと考えている。最近は外国為替に関するニュースを目にする機会が多いことから、外国為替に興味を持っており、現在は下記のオーストラリアドル（以下、「豪ドル」という）定期預金を運用先として検討している。また、外国為替証拠金取引による運用も検討しているものの、その仕組み等についてまだ十分に理解できていない点があり、その説明を受けたいと考えている。

そこでAさんは、外貨預金や外国為替証拠金取引などの外貨による資産運用について、ファイナンシャル・プランナーに相談することにした。

Aさんが運用先として検討している豪ドル定期預金の条件

預入金額：10,000豪ドル

預入期間：6カ月満期

利率（年率）：2.0%（満期時一括支払）

為替レート

	TTS	TTB
預入時	82円	78円
満期時	87円	83円

6カ月は0.5年として計算すること。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 外貨預金についてファイナンシャル・プランナーが説明した次の記述～について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

日本国内に本店のある金融機関に預け入れた外貨預金は、元本1,000万円までとその利息等が預金保険制度による保護の対象となる。

外貨預金の満期時の適用為替レートを預入期間中にあらかじめ決定する為替予約を付すことで、満期時における受取円貨額を事前に確定させることができる。

預入時に為替予約を付した外貨預金の為替差益は、20%の源泉分離課税の対象となる。

《問5》 外国為替証拠金取引（以下、「FX取引」という）についてファイナンシャル・プランナーが説明した次の文章の空欄 ～ に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 のイ～チのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

FX取引には取引所FXと店頭FXがあり、取引所FXには()の「くりっく365」や大阪証券取引所の「大証FX」がある。

FX取引による利益には、為替差益のほか、通貨間の金利差によるスワップ金利があり、低金利通貨を売却して高金利通貨を購入した場合は、スワップ金利を()ことになる。なお、個人投資家の場合、取引所FXならびに店頭FXのいずれにおいても、その取引による差金決済等による所得は原則として()として申告分離課税の対象となる。

語句群

- | | | | | |
|-----------|-----------|-----------|--------|-------|
| イ．東京証券取引所 | ロ．東京商品取引所 | ハ．東京金融取引所 | | |
| ニ．受け取る | ホ．支払う | ヘ．配当所得 | ト．譲渡所得 | チ．雑所得 |

《問6》 Aさんが、平成24年中に、設例の条件で豪ドル定期預金を行って満期を迎えた場合の、受取利息に対する20%税引後の円ベースでの運用利回り（単利による年換算）を、解答用紙の手順に従い、計算過程を示して求めなさい。なお、計算にあたっては受取利息にかかる税金以外の税金や設例に記載されているもの以外の手数料等は考慮しないものとし、答 は%表示の小数点以下第3位を四捨五入すること。

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設例》

会社員のAさん（45歳）は、勤務先における年末調整の結果、下記の平成24年分の「給与所得の源泉徴収票」を受け取った。

また、Aさんは平成24年分の収入として「給与所得の源泉徴収票」に記載の給与収入以外に、平成24年11月に非上場会社X社株式に係る配当金950,000円（所得税の源泉徴収前の金額）を受け取っている。なお、このX社株式を取得するための借入金の利子はない。

また、「給与所得の源泉徴収票」において、問題の性質上、明らかにできない部分はで示してある。

平成24年分 給与所得の源泉徴収票

支 払 を受け る 者	住 所 又は 居 所	東京都中央区 × × ×										氏 名	(受給者番号)				
													(フリガナ)				
													A				
種 別		支 払 金 額		給与所得控除後の金額		所得控除の額の合計額		源 泉 徴 収 税 額									
給料・賞与		11,000,000				3,110,000		700,500									
控除対象配偶者の有無等		配偶者特別控除の額		控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)		障害者の数(本人を除く)		社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額			
有 無		1		1				1,200,000		40,000							
* 扶養親族																	
(摘要) 住宅借入金等特別控除可能額		円		国民年金保険料等の金額		円		介護医療保険料の金額		円							
居住開始年月日				配偶者の合計所得		円		新個人年金保険料の金額		円							
妻B, 長女C, 次女D				新生命保険料の金額		円		旧個人年金保険料の金額		100,000		円					
				旧生命保険料の金額		100,000		円		旧長期損害保険料の金額		円					
16歳未満の扶養親族		未成人		外国人		死亡退職者		災害者		乙欄		本人が障害者		寡妻		勤労学生	
中途就・退職																	
受給者生年月日																	
就職																	
退職																	
年																	
月																	
日																	
明																	
大																	
昭																	
平																	
年																	
月																	
日																	
* 42																	
5																	
14																	
支 払 者	住 所 (居 所) 又は所在地		東京都中央区 × × ×										氏 名 又 は 称	株式会社			
	氏 名 又 は 称													(電話) × × (* * * *) * * * *			

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 Aさんが受け取ったX社株式に係る配当金に関する課税関係について説明した次の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の 語句群 のイ~チのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

X社株式に係る配当所得は、()課税の対象となる。この配当金については、その受取時に()%の税率で所得税が源泉徴収され(地方税の特別徴収はなし)、この源泉徴収された所得税額は、確定申告により精算されることになる。また、Aさんは、確定申告に際して配当控除の適用を受けることにより、()から一定の金額を控除することができる。

語句群

イ．総合 ロ．源泉分離 ハ．7 ニ．15 ホ．20 ヘ．総所得金額
ト．課税総所得金額 チ．所得税額

《問8》 Aさんの平成24年分の「給与所得の源泉徴収票」に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

Aさんは、平成24年分の所得税の年末調整に際して、同年中に支払った地震保険料の合計額が40,000円であったことを証明する地震保険料控除証明書を勤務先に提出していたことがわかる。

Aさんの平成24年分の所得税の年末調整に際して適用を受けた「生命保険料の控除額」は、100,000円である。

Aさんの平成24年分の所得税の年末調整に際して適用を受けた「扶養控除の額」は、760,000円である。

《問9》 Aさんの平成24年分の所得税の申告納税額または還付税額を計算した次の表の空欄～に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は 〇 で示してある。

(a) 総所得金額	給与所得： 〇 円	(〇) 円
	配当所得：950,000円	
(b) 所得控除の額の合計額		3,110,000円
(c) 課税総所得金額(a - b)		〇 円
(d) 算出税額(c に対する税額)		(〇) 円
(e) 税額控除		(〇) 円
(f) 差引所得税額(d - e)		(〇) 円
(g) 源泉徴収税額		〇 円
(h) 申告納税額または還付税額		〇 円

資料 配当控除の計算式

<p>課税総所得金額等が1,000万円以下の場合</p> <p>配当控除額 = 配当所得の金額 × 10%</p> <p>課税総所得金額等が1,000万円超の場合</p> <p>配当控除額 = $\left(\begin{array}{l} 1,000\text{万円超の部分の金額} \\ \text{に含まれる配当所得の金額} \end{array} \right) \times 5\% + \text{その他の配当所得} \times 10\%$</p>

給与所得控除額

給与収入金額	給与所得控除額
万円超 万円以下	
180	収入金額 × 40% <small>(65万円に満たない場合は、65万円)</small>
180 ~ 360	収入金額 × 30% + 18万円
360 ~ 660	収入金額 × 20% + 54万円
660 ~ 1,000	収入金額 × 10% + 120万円
1,000	収入金額 × 5% + 170万円

所得税の速算表

課税総所得金額	税率	控除額
万円超 万円以下	%	万円
195	5	
195 ~ 330	10	9.75
330 ~ 695	20	42.75
695 ~ 900	23	63.6
900 ~ 1,800	33	153.6
1,800	40	279.6

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

Aさんは、母と妻の3人で一戸建て住宅（土地・建物ともに母と共有）に当該住宅を取得して以来居住しているが、今般、母が介護付き老人ホームに入居することになり資金の手当てが必要となった。そこで、建物は古く建替えの時期でもあることから、この機会に売却することにより、母の持ち分相当額は老人ホーム資金に、自分の持分相当額は自宅近くのマンション購入資金に、それぞれ充当しようと考えている。

自宅の譲渡については、税制上のメリットがあると聞いたことがあるが、詳しくはわからないため、懇意にしているファイナンシャル・プランナーに相談することにした。

譲渡予定物件および購入予定マンションの概要

	譲渡予定物件	購入予定マンション
取得時期	1972年10月	2013年1月
購入価額	土地・建物とも不明	新築分譲 5,000万円
譲渡価額	土地 9,000万円	
持分割合	取得時より 母 : 3分の1 Aさん : 3分の2	Aさん単独名義
条件等	・建物は取り壊した（費用90万円）うえ更地として2013年2月に譲渡する。 ・仲介手数料などその他の譲渡費用は、270万円とする。	・専有面積100㎡ ・敷地の持分相当の面積 50㎡

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 Aさんが購入を予定しているマンション（以下、「物件X」という）の取得に関して説明した次の記述～について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

Aさんが物件Xにつき所有権の登記の申請をした場合に登記所から通知される登記識別情報は、Aさんがその情報を紛失した際においても再通知はなされない。

新築分譲マンションにおいて、そのマンションの販売時にパンフレット等で表示された専有面積と不動産登記簿上の専有面積とは、一般的には一致している。

Aさんが物件Xを取得し、物件Xの共用部分につき持分を有することになった場合、Aさんは、この持分については原則として専有部分と分離して処分することができる。

《問11》「特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例（以下、「本特例」という）」について説明した次の文章の空欄 ～ に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 のイ～リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

本特例の適用を受けるためには、譲渡資産の所有期間が譲渡の年の1月1日現在で（ ）超、居住期間は（ ）以上、対価の額は（ ）以下である必要がある。また、買換え資産は、個人が居住の用に供する部分の建物床面積が（ ）以上、敷地の面積は500㎡以下である必要がある。

語句群

イ．3年 口．5年 八．10年 二．1億2,000万円 ホ．1億5,000万円
 へ．2億円 ト．40㎡ チ．50㎡ リ．60㎡

《問12》 Aさんが《設例》の条件等のとおり母との共有住宅を譲渡し、「特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例」の適用を受けた場合の課税長期譲渡所得金額に係る所得税および住民税の合計額を計算した次の 計算式 の空欄 ～ に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、復興特別所得税は考慮せず、《設例》に記載されているもの以外の費用等はないものとする。また、問題の性質上、明らかにできない部分は で示してある。

計算式

1. Aさんの持分に応じた金額明細

譲渡価額 9,000万円 × () = 万円

概算取得費 万円 × () % = 万円

譲渡費用 (90万円 + 270万円) × () = 万円

2. 特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例

a. 収入金額 6,000万円 - 買換え資産取得価額5,000万円 = 1,000万円

b. 取得費・譲渡費用

(万円 + 240万円) × $\frac{1,000\text{万円}}{\text{万円}}$ = () 万円

c. 譲渡益 1,000万円 - () 万円 = 万円

d. 所得税・住民税 () 万円

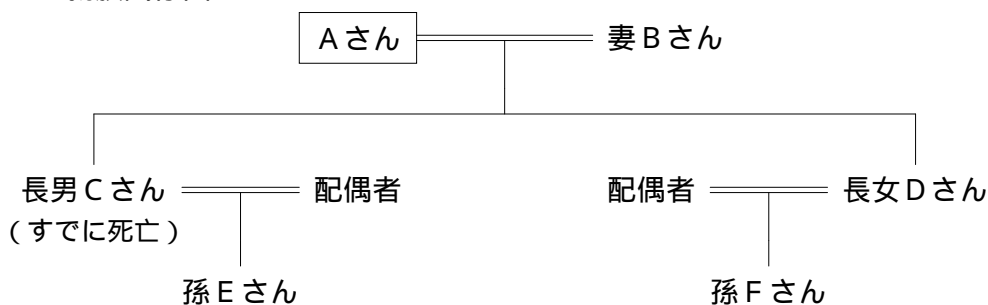
【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設例》

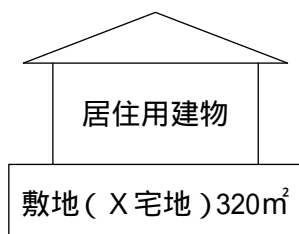
Aさん（77歳）は、喜寿を迎えたことを機に、以前から気がかりだった自身の相続について考え始めた。Aさんは、自宅（建物およびその敷地たる宅地）を妻Bさんに取得させたいと考えているが、自宅の相続に関しては特例があると聞いたことがある。また、Aさんは、長男Cさんが平成20年6月に死亡して以来、孫Eさんの生活を案じ、長男Cさんの配偶者に対して資金援助を行ってきたが、自分の死後も孫Eさんが安心して生活できるように準備をしたいと考えている。

Aさんの親族関係図および自宅に関する資料は、以下のとおりである。なお、Aさんおよび相続人は日本国籍で、かつ日本国内に住所を有し、財産はすべて日本国内にあるものとする。

Aさんの親族関係図



Aさんの自宅に関する資料



- ・ X宅地の地積：320㎡
- ・ X宅地の自用地としての相続税評価額：60万円（1㎡当たり）
- ・ Aさんおよび妻Bさんが居住している家屋の敷地たる宅地である。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 Aさんの相続に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

妻Bさんは、Aさんから相続したX宅地を相続税の申告期限までに売却した場合であっても、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用を受けることができる。

Aさんを契約者(=保険料負担者)・被保険者とする生命保険の死亡保険金を長男Cさんの配偶者のみが受け取った場合、その死亡保険金の全額が相続税の課税対象となる。

Aさんが自筆証書により「私の財産について、妻Bに2分の1を相続させ、長男Cの配偶者に残りを遺贈する」という旨の遺言書を作成したとしても、法定相続分に反する内容であるため無効となる。

《問14》 仮に、妻BさんがX宅地のすべてを相続により取得し、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用をその限度額まで受けた場合、X宅地についてAさんに係る相続における相続税の課税価格に算入すべき価額はいくらになるか。計算過程を示して求めなさい。なお、答 は万円単位とすること。また、X宅地以外にこの特例の適用を受ける宅地等はないものとする。

《問15》 Aさんの相続における課税遺産総額(「課税価格の合計額 - 遺産に係る基礎控除額」)を1億8,000万円と仮定した場合の相続税の総額を計算した下記の表の空欄 ~ に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は で示してある。

(a) 課税価格の合計額	万円
(b) 遺産に係る基礎控除額	万円
課税遺産総額 (a - b)	1億8,000万円
相続税の総額の基となる税額	
妻Bさん	()万円
長女Dさん	万円
	()万円
相続税の総額	()万円

相続税の速算表(一部抜粋)

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	-
1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 1億円以下	30%	700万円

* 下書き欄（解答は解答用紙に）